

議案第 7 4 号

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を下記のとおり変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 1 月 2 4 日岡山県指令市第 1 5 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2（第 4 条関係）第 2 号及び第 3 号中の「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。